

第 1 1 回松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和 2 年 5 月 2 7 日（水）
午前 1 0 時 0 0 分から
場所 大会議室

1 開会

2 本部長あいさつ

3 会議内容

- (1) 6 月 1 日以降の本市の事務事業執行方針（案）について
- (2) 6 月 1 日以降の本市の方針に対する各部会からの意見報告について
- (3) 小中学校の対応について
- (4) 6 月 1 日以降の市有施設、イベント及び会議の対応（案）について
- (5) 庁内対策チームの状況報告について
- (6) 各部局からの報告について

4 その他

5 閉会

松本市新型コロナウイルス 感染症対策本部会議資料
2 . 5 . 2 7
指揮本部

6月1日以降の本市の事務事業執行方針（案）について

政府が令和2年5月25日に新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を全面解除したこと、松本圏域では4月20日以降、新規感染者が確認されていないこと及び長野県が定める感染警戒レベルが「1」であることなど、現在の安定した状況を踏まえた、6月1日以降の本市における事務事業の執行方針（案）について協議するものです。

記

1 対応方針（案）

- (1) 令和2年6月1日以降の事務事業の執行にあたっては、「新しい生活様式」を踏まえたうえで、再開していく。
- (2) 自粛要請等により疲弊している地域経済や日常生活の再生に向けた取組みを進めていく。
- (3) ただし、今後公表される長野県の対応方針が本市の内容と大きく異なる場合は、方針を再検討する。

なお、再度、感染が拡大し、県内に緊急事態宣言が発出された場合、又は松本圏域の感染警戒レベルが「2」以上になった場合は、感染対策の強化を優先し、臨機応変に対応を行うものとする。

2 感染の第2波に対する備えについて

新型コロナウイルス感染の第2波に備えた体制づくりや、必要な物資の購入及び備蓄等について、対策を講じるものとする。

3 「新しい生活様式」の実践例及び業種別ガイドライン

別紙1、別紙2 参照

4 長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

別紙3 参照

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
1	①劇場、観覧場、映画館、演芸場	公益社団法人 全国公立文化施設協会	文部科学省	https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid_19.pdf
2		全国興行生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0514_COVID-19_guideline.pdf
3		一般社団法人 日本映画製作者連盟	経済産業省	－
4	②集会場、公会堂	公益社団法人 全国公民館連合会	文部科学省	https://www.kominkan.or.jp/file/all/2020/20200514_02guide.pdf
5	③体育館、水泳場、ポーリング場、運動施設、遊技場	公益財団法人 日本スポーツ協会 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	文部科学省	－
6		公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	文部科学省	https://www.jleague.jp/release/wp-content/uploads/2020/05/05e44038298e88260d6524bf435c8596.pdf
7		一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会 公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会	経済産業省	http://www.golf-ngk.or.jp/news/2020/corona/golfcoronaguideline.pdf http://www.pgs.or.jp/data/CT_20200514105508_efe4fec0-d618-4ba8-a81f-915f6cc880e5.pdf
8		公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟	経済産業省	https://www.jgra.or.jp/wp1902/wp-content/uploads/2020/05/JGRA2020年5月14日ガイドライン改訂版-第三版-1.pdf
9		公益社団法人 日本テニス事業協会	経済産業省	https://www.jtia-tennis.com/2020_05_14_tennis_guideline.pdf
10		一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	経済産業省	https://jala.jp/wp-content/uploads/2020/05/%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3PDF.pdf
11		一般社団法人 全日本指定射撃場協会	警察庁	http://shajoukyo.ciao.jp/
12		全国麻雀業組合総連合会	警察庁	https://www.zenjanren.com/
13		全日本遊技事業協同組合連合会	警察庁	http://www.zennichiyuren.or.jp/
14		公益財団法人 日本博物館協会	文部科学省	https://www.i-muse.or.jp/02program/pdf/coronaguide0000.pdf
15	④博物館、美術館、図書館	公益社団法人 日本図書館協会	文部科学省	http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/gaidoline-corona0514.pdf
16	⑤自動車教習所、学習塾等	公益社団法人 全国学習塾協会	経済産業省	https://jia.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/guidelinever.3.pdf
17		全日本指定自動車教習所協会連合会	警察庁	http://www.zensiren.or.jp
18		全国届出自動車教習所協会	警察庁	http://www.zenikyo.or.jp
19	⑥インフラ運営	一般社団法人 建設電気技術協会	国土交通省	http://kendenkyo.or.jp/pdf/kendenkyo_guidelines.pdf
20		一般社団法人 全国LPガス協会	経済産業省	https://www.japanlpg.or.jp/info/data/20200514.pdf
21		全国石油商業組合連合会	経済産業省	http://www.zensekiren.or.jp/20200414
22		公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	国土交通省	https://jascoma.com/index.html
23		一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	国土交通省	https://www.gesui-kanrikyo.or.jp/contents/01-01news.html
24		東日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.e-nexco.co.jp/
25		中日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.c-nexco.co.jp/topics/1121.html
26		西日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.w-nexco.co.jp/
27		首都高速道路株式会社	国土交通省	https://www.shutoko.jp/inquiry/prevention/
28		阪神高速道路株式会社	国土交通省	https://www.hanshin-exp.co.jp/company/
29		本州四国連絡高速道路株式会社	国土交通省	https://www.jb-honshi.co.jp/
30	⑦飲食品品供給	一般財団法人 食品産業センター	農林水産省	https://www.shokusan.or.jp/news/3694/
31		公益社団法人 中央畜産会	農林水産省	https://www.shokusan.or.jp/news/3694/
32		公益社団法人 大日本農会	農林水産省	http://jlia.lin.gr.jp/archives/3079
33		一般社団法人 日本林業協会	農林水産省	http://www.dainihon-noukai.jp/news01/2270/
34		全国漁業協同組合連合会 一般社団法人 大日本水産会	農林水産省	－

業種別ガイドラインについて

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
35	⑦食料品供給	全国中央卸売市場協会 全国公設地方卸売市場協議会 全国第3セクター市場連絡協議会 一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会 一般社団法人 全国青果卸売市場協会 全国青果卸売協同組合連合会 公益社団法人 日本食肉市場卸売協会 東京食肉市場卸商協同組合 一般社団法人 日本花き卸売市場協会 一般社団法人 全国花卸協会 一般社団法人 全国水産卸協会 全国魚卸売市場連合会 全国水産物卸組合連合会	農林水産省	(全国漁業協同組合連合会) https://www.zengyoren.or.jp/information/detail.php?type_press&id_152 (一般社団法人 大日本水産会) https://suisankai.or.jp/news/%e3%80%8c%e6%bc%81%e6%a5%ad%e8%80%85%e3%81%ab%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a6%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%82%b9%e6%84%9f%e6%9f%93%e8%80%85%e3%81%8c%e7%99%ba%e7%94%9f%e3%81%97%e3%81%9f/
36		一般社団法人 日本加工食品卸協会	農林水産省	5月15日に農林水産省ホームページに掲載予定。
37		一般社団法人 日本外食品流通協会	農林水産省	5月15日に農林水産省ホームページに掲載予定。
38		全国給食事業協同組合連合会	農林水産省	5月15日に農林水産省ホームページに掲載予定。
39		一般社団法人 日本給食品連合会	農林水産省	5月15日に農林水産省ホームページに掲載予定。
40	⑧食堂、レストラン 喫茶店等	一般社団法人 日本フードサービス協会 一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会	農林水産省 厚生労働省	—
41	⑨生活必需物資供給	オール日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 日本小売業協会 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 一般社団法人 日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 日本専門店協会 日本チェーンストア協会 日本チェーンドラッグストア協会 一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会 一般社団法人 日本百貨店協会 一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 一般社団法人 日本ボランティアチェーン協会	経済産業省 農林水産省	●農水省 【一般社団法人 日本ショッピングセンター協会】 【一般社団法人 日本専門店協会】 【日本チェーンストア協会】 【日本チェーンドラッグストア協会】 【一般社団法人 日本百貨店協会】 — ●経産省 【オール日本スーパーマーケット協会】 http://www.ajs.gr.jp/?mode=whatsnew&page=index&year=2020#526 【全国スーパーマーケット協会】 http://www.super.or.jp/?p_11151 【日本小売業協会】 https://japan-retail.or.jp/ 【日本スーパーマーケット協会】 http://www.jsa-net.gr.jp/ 【日本DIY・ホームセンター協会】 https://www.diy.or.jp/news-all/top-news/409-2020-05-14.html 【日本フランチャイズチェーン協会】 https://www.jfa-fc.or.jp/particle/3017.html 【日本ボランティアチェーン協会】 https://www.vca.or.jp/topics/2020/05/post-9.html
42		大手家電流通協会	経済産業省	—
43		日本書店商業組合連合会	経済産業省	http://www.n-shoten.jp/images/coronavirusguide.pdf
44		日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合	経済産業省	http://www.cdvnet.jp/modules/information/index.php/page96.html
45		全国商店街振興組合連合会	経済産業省	http://www.syoutengai.or.jp/news/topics.cgi
46	⑩生活必需サービス	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 一般社団法人 日本旅館協会 一般社団法人 全日本シティホテル連盟	厚生労働省 国土交通省	http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298 https://www.icha.or.jp/news/203
47		一般社団法人 日本ホテル協会	国土交通省	https://www.j-hotel.or.jp/association/pressroom/association/66801
48		一般社団法人 日本エステティック振興協議会 特定非営利活動法人 日本エステティック機構等	経済産業省	http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/2020/05/ver30-88c4.html
49		全国質屋組合連合会	警察庁	http://www.zenshichi.gr.jp
50		一般財団法人 日本環境衛生センター 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	環境省	https://www.iesc.or.jp/library/tabid/373/Default.aspx https://www.jwnet.or.jp/info/chousa/index.html
51	⑪冠婚葬祭	公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会	経済産業省	https://www.bia.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/cc4c79bc020173a208159705c9503e08.pdf
		一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会		https://www.zengokyo.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/2180d1da0e0729e8fe47dc5c0bbd1e12.pdf

業種別ガイドラインについて

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
52	⑬メディア	日本放送協会	総務省	https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2020/20200514.pdf
53		一般社団法人 日本民間放送連盟	総務省	https://www.j-ba.or.jp/category/broadcasting/iba103834
54		一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	総務省	https://www.catv-jcta.jp/topics/detail/1760
55		一般社団法人 日本コミュニティ放送協会	総務省	https://www.jcba.jp/community/index.html
56		一般社団法人 衛星放送協会	総務省	https://www.eiseihoso.org/
57	⑭金融	一般社団法人 全国銀行協会	金融庁	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2020/n051401/
58		日本証券業協会	金融庁	http://www.jsda.or.jp/shinchaku/coronavirus/files/20200514coronag1.pdf
59	⑮物流、運送	鉄道連絡会（一般社団法人 日本民営鉄道協会 ・ JR等）	国土交通省	http://www.mintetsu.or.jp/association/news/2020/15261.html
60		公益財団法人 日本バス協会	国土交通省	-
61		一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会	国土交通省	-
62		一般社団法人 全国個人タクシー協会	国土交通省	-
63		公益社団法人 全日本トラック協会	国土交通省	-
64		日本内航海運組合総連合会	国土交通省	-
65		一般社団法人 日本旅客船協会	国土交通省	https://www.jships.or.jp/news_detail.php?id=7554
66		一般社団法人 日本船主協会	国土交通省	http://www.isanet.or.jp/covid-19/index.html
67		一般社団法人 日本外航客船協会	国土交通省	http://www.jopa.or.jp/document/covid19-guidelines.pdf
68		日本船舶代理店協会	国土交通省	-
69		外航船舶代理店業協会	国土交通省	http://www.jafsa.jp/
70		定期航空協会 一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	国土交通省	http://teikokyo.gr.jp/ http://www.air-terminal.or.jp/
71		一般社団法人 日本旅行業協会 一般社団法人 全国旅行業協会	国土交通省	https://www.iata-net.or.jp/virus/200514_crrspndncguideline.html
72		一般社団法人 日本倉庫協会	国土交通省	https://www.nissokyo.or.jp/index.php
73		一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会	国土交通省	http://www.jarw.or.jp/
74		公益社団法人 全国通運連盟 一般社団法人 航空貨物運送協会 一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会 日本内航運送取扱業海運組合	国土交通省	http://www.t-renmei.or.jp/ http://www.jafa.or.jp/ https://www.iiffa.or.jp/ -
75		全国トラックターミナル協会	国土交通省	http://www.zentakyo.jp/
76	⑯製造業全般	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html
77		一般社団法人 日本造船工業会	国土交通省	https://www.sajn.or.jp/
78		一般社団法人 日本中小型造船工業会	国土交通省	http://www.cais.or.jp/01detail.html?id=1451
79	⑰オフィス事務全般	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html
80	⑱企業活動、治安維持	一般社団法人 全国警備業協会	警察庁	http://www.aissa.or.jp/
81	⑲行政サービス	日本公証人連合会	法務省	http://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/20200514.html

※上記のほか、学校、社会福祉施設、社会体育施設、研究施設等については所管省庁においてガイドライン等を作成・公表。

長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル（5月22日修正）

令和2年5月22日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 主旨

県として独自に定めた発生段階の区分（感染警戒レベル）により、県内の感染状況を圏域ごとに正確に見定め、感染拡大の兆しが見られれば対策の強化を行っていく。

2 感染警戒レベルの区分について

【考え方】

- 原則として、広域圏（保健所管轄）単位で、県が、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、各段階の判断を行う。
- 下記に掲げるほか、直近1週間の新規感染者数、感染経路が不明な感染者数、受け入れ可能病床数及び現在の入院者数等については、全県的な感染状況を示す重要な指標として、常時モニタリングしていく。拡大傾向が確認された場合には、全県又は複数圏域の感染警戒レベルを2又は3に引き上げることとする。
- なお、他都道府県で感染の拡大が生じ、そのために本県が緊急事態宣言の対象区域となった場合は、その趣旨を踏まえて、圏域の感染警戒レベルにとらわれない対策を行う場合がある。

【感染警戒レベル】

域内発生早期 【Level 1】

感染者数に関わらず、感染経路が特定（推定）できている状態
（県外での感染の可能性が高い事例、又は県内において感染し感染経路が特定（推定）できている事例のみの場合）

域内感染発生期 【Level 2】

- ① 感染経路が特定できない者が発生
- ② 単発的なクラスターが発生又は感染者の濃厚接触者が確定できず、クラスターを形成するおそれがある事例が発生

域内まん延期 【Level 3】

- ① Level 2の①又は②に該当する事例が多数発生（概ね3件以上。ただし、①と②の要件を同時に満たす等リスクが極めて高い事例の場合は、2件とする）
- ② クラスターが複数発生

※感染警戒レベルの引き下げについて

感染警戒レベルの引き上げに係る事例における最終の感染経路が発生してから14日間、その事例に係る新たな感染者が発生していない場合は感染警戒レベルを引き下げる。また、全県又は複数圏域のレベルを引き上げた場合においては、基本的に14日間はそのレベルを維持することとし、その時点で基準を満たさなくなった場合はレベルを引き下げる。

3 感染警戒レベルに応じた対応策

【Level 1における対応】：「新しい生活様式」の定着の促進等

【Level 2における対応】：市町村と連携して圏域に「新型コロナウイルス警戒宣言」を発令し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請

【Level 3における対応】：県独自の「〇〇広域非常事態宣言」を発令し、不要不急の外出自粛要請のほか、状況に応じて、施設の使用停止（休業）の要請、県立学校、県有施設の休業等を検討

小中学校の対応について

保護者の皆様へ

22日から市内小中学校では分散登校がはじまり、学校では友達と学ぶ喜びを体いっぱいを感じている子どもの姿が戻ってまいりました。保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策に対する、これまでのご協力に感謝申し上げます。

5月14日、日本政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、長野県を含む39県の緊急事態宣言が解除され、約2週間が経ちました。心配された、G・W後の松本市保健所管内の感染者は、現在一人も確認されておりません。また、5月24日に全国の緊急事態宣言が解除されました。そこで、これまでの経過を踏まえ、下記の予定で段階的に教育活動を再開してまいります。

6月 1日（月）～ 6月 5日（金） **短縮日課**全校登校（給食あり）

6月 8日（月）～ **全 校 登 校**（給食あり）

*日課は各校の計画による

*下校時刻及び部活動・課外活動の開始日に関しては学校便り参照

今後の感染状況に変化がある場合、日程等に変更が生じる可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

また、学校では感染予防に配慮をしながら、長期にわたる休業を踏まえ、緩やかに教育活動を進めてまいります。保護者の皆様におかれましても、朝の健康観察等ご協力を引き続きお願いいたします。

令和2年5月（配付日）日

松本市教育委員会 教育長 赤羽 郁夫

松本市立 学校 学校長

6月1日以降の市有施設、イベント及び会議の対応（案）について

1 市有施設の対応について

(1) 「6月1日以降の事務事業執行方針」を踏まえ、次のとおりとします。

ア 6月1日以降は、「業者別ガイドライン」を参考に「新しい生活様式」を踏まえたうえで、再開に向けた取り組みを進める。

イ 再度、感染が拡大し、県内に「緊急事態宣言」が発出された場合、又は、松本圏域の感染レベルが「2」以上になった場合は、感染症対策の強化を優先し、臨機応変に対応を行う。

(2) 各施設の対応案について

別紙「各施設の対応案」のとおり

2 イベント及び会議の対応について

(1) 国が示した目安

ア イベント及び会議

期 間	屋 内	屋 外
6月18日まで	100人又は収容率50%以内	200人
6月19日以降	1,000人又は収容率50%以内	1,000人
7月10日以降	5,000人又は収容率50%以内	5,000人
8月1日以降	人数上限は撤廃 収容率50%以内	人数上限は撤廃

イ 地域の行事

期 間	屋 内	屋 外
6月18日まで	100人または収容率50%以内	200人
6月19日以降	人数上限は撤廃	人数上限は撤廃

※特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可

(注) 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

(2) 本市の開催判断の考え方

国が示した(1)の目安を踏まえ次のとおりとしたい。

ア 全市的なイベント等

(1)のアの目安で判断することとする。

イ 地区の範囲で実施する事業

(1)のイの目安で判断することとする。

ウ 全国的なイベントについては、国・県の対応方針に基づくものとする。

※ 長野県が今後定める基準と異なる場合は、県に準ずるものとする。

別紙 各施設の対応案

	施設区分	主な施設	5月16日 ～5月31日	6月1日以降	特記事項	感染症対策事例	6月1日以降 施設を休館とする理由
1	児童・青少年施設	・児童館・児童センター ・こどもプラザ	休館	開館	・児童館・児童センターの一般来館は休止	・利用者への感染予防対策の周知 ・入場者の整理・制限 ・手指・施設の消毒 等	
	教育文化センター、 公民館	・教育文化センター ・中央公民館 ・各地区公民館	開館	開館	・中央公民館2階学習スペースは、感染防止策の徹底を図りながら、平日9時～17時の間で休止を解除（休館日、土日祝日を除く。）	・マスク着用 ・利用者への感染予防対策の周知 ・入館者の整理・制限 ・手指・施設の消毒 等	
	松本城	・松本城	休館	開館	・6月1日から本丸庭園を開放（無料） ・6月6日から天守を含め全面開放（有料） ただし、5月25日に宣言が解除となった5都道県の来場者には自粛を呼びかけ	・マスク着用 ・手指・施設の消毒 ・入場者整理 等	
2	博物館	・松本市立博物館 ・国宝旧開智学校校舎	休館	開館	・6月1日から開館 ただし、5月25日に宣言が解除となった5都道県の来場者には自粛を呼びかけ	・マスク着用 ・入館者の整理・制限 ・手指・施設の消毒 等	
	美術館	・松本市美術館 ・梓川アカデミア館	休館	開館	・6月2日から開館 ただし、5月25日に宣言が解除となった5都道県の来場者には自粛を呼びかけ （6月1日は休館日） ・美術館の市民ギャラリー、多目的ホールの貸出しは当面の間休止 ※美術館「柚木展」は会期を7/12まで会期延長	・マスク着用 ・来館者への感染予防対策の周知 ・入館者の整理・制限 ・手指・施設の消毒 等	
	図書館	・中央図書館 ・図書館分館	開館	開館		・マスク着用 ・利用者への感染予防対策の周知 ・入館者の整理・制限 ・手指・施設の消毒 等	
3	会館・ホール	・まつもと市民芸術館 ・音楽文化ホール ・浅間温泉文化センター ・勤労者福祉センター	開館	開館	・チェックリストによる条件遵守を徹底	・入数制限の徹底 ・マスク着用 ・手指・施設の消毒 ・利用者名簿の作成 ・入退場時体調チェック 等	
	観光施設	・梓木苑・松香寮 ・乗鞍高原湯けむり館	休館	開館	・野麦峠オートキャンプ場、高ソメキャンプ場、いがやレクリエーションランドは6月6日から再開	・入場者の整理 ・発熱者等の施設利用禁止 ・施設の消毒 等	
4	山小屋等	・上高地アルペンホテル ・徳沢ロッヂ	休館	休館			・上高地温泉旅館組合の多くが休館を継続しているため。

	施設区分	主な施設	5月16日 ～5月31日	6月1日以降	特記事項	感染症対策事例	6月1日以降 施設を休館とする理由
5	体育・公園施設 (屋内施設)	- 総合体育館 - 地区体育館 - 庄内屋内プール	休館	開館	・チェックリストによる条件遵守を徹底	・入場者の整理 ・施設の消毒、換気 等	
	体育・公園施設 (屋外施設)	・かりがねサッカー場 ・地区運動広場 ・浅間温泉庭球公園	開館	開館		・注意喚起の案内設置 ・予防対策備品の携帯 ・施設の消毒 等	
6	農産物加工直売施設	・今井農産物直売施設 ・安曇風穴の里	開館	開館	・ながわ山彩館の食堂施設は休館	・従業員の感染予防の徹底 ・手指・施設の消毒 ・客間の一定距離の確保 等	
7	福祉施設	・総合社会福祉センター ・福祉ひろば	開館	開館		・マスク着用 ・手指・施設の消毒 ・利用者名簿の作成 等	

(報告事項)

松本市新型コロナウイルス
感染症対策本部会議資料

2. 5. 27

庁内対策チーム

庁内対策チームの取組み状況について

【総括班】担当課：危機管理課

- 1 業務概要
総合調整・情報収集
- 2 経過
 4. 2 2 庁内対策チーム発足式（総括班、総合案内班、職員応援調整班）
給付班設置の調整会議
 - 2 3 給付班、物資調達班設置に関する調整
 - 2 4～ 各班との調整
- 3 現状の取組み
 - (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する情報収集
 - (2) 各班からの相談・調整
 - (3) 各班の活動内容のとりまとめ・報告
 - (4) 防護服の購入（3, 000着）
- 4 今後の予定
 - (1) 新たに必要となった班及び活動を縮小する班等の調整
 - (2) 物資調達に必要な予算の確保

【総合案内班】担当課：消防防災課・健康づくり課

- 1 業務概要
新型コロナウイルス感染症に関する市民からの総合相談窓口となる、コールセンターの運営
- 2 開設概要
 - (1) 開設期間
4月24日（金）から土曜日、日曜日、祝日を含めて当面の間
 - (2) 案内時間
午前9時から午後5時まで
時間外は自動音声のアナウンスにより対応
 - (3) 設置場所
本庁舎3階 大会議室

(4) 電話番号等

電話 34-3283 (直通) FAX 33-1011

3 要員体制

- (1) 5月15日(金)まで、各部局からの応援体制を組み、1日10名(内動員8名)、4回線に対応
- (2) 5月16日(土)から5月31日(日)までは、1日5名(内動員4名、4回線)
に対応
- (3) 6月1日(月)から、次のとおり規模を縮小して対応
- ア 設置場所 消防防災課
- イ 電話回線 2回線
- ウ 要員 消防防災課1名、健康づくり課1名の2名体制
- エ 案内時間 平日のみの午前9時から午後5時まで

4 問い合わせ件数等

(1) 集計期間

4月24日(金)から5月24日(日)までの31日間

(2) 件数 2,163件(69.8件/日)

ア 平日平均問い合わせ件数 107.5件/日

イ 土日祝日平均問い合わせ件数 24.0件/日

(3) 主な問い合わせ内容等

ア 特別定額給付金関係 1,398件 (64.6%)

イ 商業・経済(事業者支援) 420件 (19.4%)

ウ 健康関係 99件 (4.6%)

エ その他(施設、物品他) 246件 (11.4%)

合 計 2,163件 (100.0%)

5 今後の予定

問い合わせ状況や予想されている第2波、第3波の状況等により、要員体制及び電話回線数について適宜調整します。

※ 問い合わせ状況詳細は別紙のとおり

【職員応援調整班】担当課：行政管理課・職員課

1 業務概要

業務量の把握、人員調整

2 主な取組み内容

(1) 各部局の業務量の把握

(2) 勤務体制に係る取組み

(3) 応援職員の調整

定額給付金申請書類点検業務に以下の職員体制で対応

申請書類の返信状況により勤務時間に変動あり。

5/18～5/31	勤務時間	9時00分～12時00分	50人
		13時00分～21時00分	50人

【給付班】担当課：行政管理課・商工課

1 業務概要

特別定額給付金、休業協力金等の給付事務の調整、松本市新型コロナウイルス対策特別給付金

2 特別定額給付金事業【行政管理課】

(1) 受付及び給付開始日

ア 受付 5月18日(月)から開始(オンライン申請は、5月1日(金)から開始)

イ 給付 5月20日(水)に1回目の給付を開始
以降、週2回(毎週水・金)給付予定

(2) 対応状況

ア コールセンター問合せ件数(5月14日(木)午後から開設)

延べ5,345件(5/14～5/24)

イ 電子申請件数

延べ2,735件(5/1～5/24)

ウ 申請書処理件数

5/18	8,125件	5/20	5,242件	5/22	4,872件
5/19	5,363件	5/21	5,058件	5/23	1,279件

エ 支払件数

支払日	件数	人数	金額(千円)	振込不能
5/20(水)	1,602	3,963	396,300	6件(14人)
5/22(金)	8,318	19,742	1,974,200	31件(51人)

オ 応援職員体制

申請書受付、審査、給付業務等 100人/日(5/24(日)除く。)

3 松本市新型コロナウイルス対策特別給付金【商工課】

(1) 受付及び給付開始日

ア 受付 5月20日(水)から開始

イ 給付 5月28日(木)に1回目の給付を予定
以降、週1回(毎週(木))給付予定

(2) 対応状況

ア 相談事業者向け給付金センター問合せ件数(5月20日(水)開設)

延べ523件(5/20～5/25)

イ 申請件数

延べ149件(5/20～5/25)

ウ 応援職員体制

相談(窓口・電話)、申請書受付、審査、給付業務等

20人/日(休日は5人/日)

【物資調達班】担当課：環境政策課・環境保全課

1 経 過

- 2. 4. 2 3 環境部内（環境政策課、環境保全課）に物資調達班を編成
- 4. 2 4 ～ 寄附の受入れ、配付
- 4. 2 7 感染症対応で業務上必要な物資を庁内各課へ調査
- 5. 1 3 取りまとめた必要物資の対応方針について調整会議

2 現状の取組み

(1) 寄附物品の受入れについて

寄附の申出がありました企業等からの寄附受入れを随時行いながら、寄附者の意向及び庁内の必要物資調達状況を踏まえ、必要としている施設等へ引き渡しを行いました。

【令和2年4月23日～5月26日の受入実績】

寄附物品	件数	総量	主な引渡先
マスク	6 件	69,390 枚	小中学校、保育園、児童センター、福祉施設 等
お米	1 件	300 kg	松本市生活就労支援センター 等
フェイスシールドカバー	1 件	400 枚	小中学校、障害福祉課 等
微酸性次亜塩素酸水	1 件	10,000 ℓ	図書館、博物館 等

(2) 業務上必要な物資について

ア 庁内各課へ、業務上必要とする物資の調査を実施し、報告内容を集計しました。

イ 報告内容を精査して、寄附いただいた物資を必要とする施設等へ引き渡しました。

3 今後の予定

(1) 寄附については、寄附者の意向を考慮しながら随時受けを行い、引続き福祉施設等への引き渡しを継続します。

(2) 寄附で賄えない必要物資については、総括班と調整して購入を検討します。

新型コロナウイルスセンター相談件数一覧

(単位:件)

日付	グラフ用	給付金	商業・経済	健康	物品	施設	福祉(高齢・障 害・生活保護)	こども福祉 (虐待・DV等)	教育	観光	保育園 幼稚園	児童館 児童センター	その他	合計
4月24日(金)	4/24	40	33	7	0	2	1	1	0	0	0	0	8	92
4月25日(土)	4/25	2	6	4	0	3	1	0	1	0	1	0	8	26
4月26日(日)	4/26	2	2	4	1	0	0	0	1	0	0	0	2	12
4月27日(月)	4/27	64	17	9	0	3	0	1	1	1	0	0	3	99
4月28日(火)	4/28	49	20	4	5	0	0	0	1	1	0	0	5	85
4月29日(祝)	4/29	26	1	7	2	0	0	0	1	0	0	0	4	41
4月30日(木)	4/30	61	26	7	1	2	0	0	0	0	0	0	9	106
5月1日(金)	5/1	123	23	1	4	0	0	0	0	0	0	0	10	161
5月2日(土)	5/2	33	6	2	1	1	1	0	0	0	0	0	4	48
5月3日(日・祝)	5/3	15	4	3	0	2	1	1	0	0	0	0	3	29
5月4日(月・祝)	5/4	23	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	32
5月5日(火・祝)	5/5	16	10	3	0	1	1	0	0	0	0	0	4	35
5月6日(水・振)	5/6	15	5	1	0	1	1	0	0	0	0	0	4	27
5月7日(木)	5/7	159	37	2	5	5	2	1	1	0	0	0	24	236
5月8日(金)	5/8	172	18	2	0	1	0	0	0	1	0	0	14	208
5月9日(土)	5/9	30	4	1	2	1	0	0	1	0	0	0	1	40
5月10日(日)	5/10	10	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
5月11日(月)	5/11	128	33	5	5	0	0	0	0	0	0	0	3	174
5月12日(火)	5/12	124	23	3	0	0	1	0	0	0	0	0	8	159
5月13日(水)	5/13	109	19	3	3	2	0	0	0	1	0	0	2	139
5月14日(木)	5/14	76	21	5	1	2	1	1	0	0	0	0	7	114
5月15日(金)	5/15	25	21	4	2	2	2	1	1	0	0	0	2	60
5月16日(土)	5/16	5	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	12
5月17日(日)	5/17	6	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
5月18日(月)	5/18	32	16	3	1	1	5	2	0	1	0	0	1	62
5月19日(火)	5/19	18	19	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41
5月20日(水)	5/20	9	18	1	1	0	0	3	0	0	0	0	0	32
5月21日(木)	5/21	9	18	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	31
5月22日(金)	5/22	15	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	28
5月23日(土)	5/23	2	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6
5月24日(日)	5/24	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合計		1,398	420	99	34	31	17	13	9	5	1	0	136	2,163
割合		64.6%	19.4%	4.6%	1.6%	1.4%	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%	0.0%	0.0%	6.3%	100.0%

(報告事項)

松本市新型コロナウイルス 感染症対策本部会議資料
2. 5. 27
行政管理課

「新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金」について

1 趣旨

松本市が、新型コロナウイルス感染症対策を総合的に進めている中、各種団体等から、この間の市の取組みをはじめ、今後更なる対策に役立ててほしいとの寄附の申出が多くあったことから、「新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金」を創設したものです。

2 活用目的

新型コロナウイルス感染症まん延防止や医療体制の強化・医療従事者への支援、地域経済の回復・活性化を図る対策に係る事業、その他新型コロナウイルス対策に必要な施策の推進を図るものです。

3 受付期間

令和2年5月14日（キッセイ薬品工業㈱寄附受入日）から当面の間

4 寄附の受入れ方法

- (1) 窓口での直接受領、又は口座振込みとし、窓口は行政管理課に設置します。
- (2) 寄附額（振込額）に制限等は設けないこととします。

5 周知等について

新型コロナウイルス感染症対策への善意による寄附であるため、広報まつもとや市公式ホームページでの寄附のお願いは控えることとしています。なお、寄附者の意向に応じ、報道機関への投込み及び取材の依頼をしています。

6 寄附実績（5月25日現在）

6団体 12,500,000円

（キッセイ薬品工業㈱、松本ロータリークラブ他）

7 予算措置

(1) 歳入

01 一般会計 款 22 寄附金 項 01 寄附金 目 01 総務費寄附金 節 05 総務管理費寄附金 細節 13 新型コロナウイルス感染症対策寄附金

(2) 歳出

寄附者の意向に沿った施策に充当することとします。

(報告事項)

松本市新型コロナウイルス
感染症対策本部会議資料

2. 5. 27

職 員 課

特別定額給付金申請書点検業務応援の協力について(依頼)

5月18日からの給付金申請書類点検業務に対して連日ご協力いただきありがとうございます。

おかげさまで、5月27日現在で計30,707件(進捗率28.9%)の振込みを行うことができました。引き続き、市民の皆様からの早期支給の要望に応じられるよう、全庁体制での取組みにご協力をお願いいたします。

つきましては、6月1日以降の応援要請を下記のとおりさせていただきますので、各担当業務でお忙しいところ恐縮ですがよろしくお願いします。

記

1 集合場所

松本市勤労者福祉センター

2 期間

令和2年6月1日～令和2年6月13日※6月7日(日)は実施いたしません。

3 勤務時間

月～金	A勤務時間	8時45分集合	～12時00分まで勤務
	B勤務時間	13時00分集合	～17時15分まで勤務
	C勤務時間	17時30分集合	～20時00分まで勤務

土曜日	A勤務時間	8時30分集合	～12時00分まで勤務
	B勤務時間	13時00分集合	～17時15分まで勤務
	C勤務時間	17時30分集合	～20時00分まで勤務

4 参加者の報告について

別表1：新型コロナウイルス特別給付金申請書点検応援計画をご覧いただき、各部の割当について、部内の参加者をとりまとめるうえ、別表2：特別定額給付金申請書点検応援職員名簿に記入いただき、5月28日(木)午後3時までにメールにて職員課まで報告をお願いします。

5 1日の業務の流れ(概要) 日により変更あり。

8時30分～16時00分	申請書類審査
16時00分～17時00分	開封・受付押印
17時00分～20時00分	当日の入力結果の確認作業

6 その他

- (1) 6月1日から緊急雇用の会計年度任用職員を配置し応援職員の負担を軽減します。
- (2) 土曜日の勤務は正規職員で対応をお願いします。
- (3) 各自でマスクを着用してください。
- (4) 駐車場に限りがありますのでできる限り徒歩、自転車で集合してください。
なお、車で行かれる方は、極力乗り合わせのうえ集合してください。

別紙 1

新型コロナウイルス特別給付金申請書

曜日	A 勤務時間	B 勤務時間	C 勤務時間
平日	8:45～12:00	13:00～17:15	17:30～20:00
土曜日	8:30～12:00	13:00～17:15	17:30～20:00

正規職員のみで実施

[illegible]

(報告事項)

「新しい生活様式」を踏まえた服務について

1 趣旨

総括班から、6月1日以降の本市の事務事業執行の方針が示されたことから、国の「新しい生活様式」を踏まえた職員の出張等の服務に係る方針を示すものです。

なお、国、県において、新たな方針が示された段階で変更します。

2 出張に対する方針

(1) 県内出張

ア 平時同様、可能

イ ただし、感染リスクを減らすため、移動時を含め、常にマスク着用の上、3密を避ける行動をとること。

ウ 発症したときのために、誰とどこで会ったかを記録しておくこと。

(2) 県外出張

ア 真に必要な場合は、可能とします。

※「真に必要な場合」とは、相手方から出席、参加等を求められ、若しくは出席、参加等することが法律等により義務付けられており、出張しないことで本市に不利益が生ずる場合又は今後の業務の遂行が不可能若しくは著しく停滞することとなる場合とします。

イ 上記で出張する場合は、滞在時間を必要最小限とし、感染リスクを減らすため、移動時を含め、常にマスク着用の上、3密を避ける行動をとること。

ウ 発症したときのために、誰とどこで会ったかを記録しておくこと。

3 働き方等に対する方針

(1) 次の制度を活用し、引き続き、執務室における密を避けること。

ア 時差出勤

イ テレワーク及びサテライトオフィス

※現在利用できるサテライトオフィスは、四賀支所・梓川支所・波田公民館の3カ所です。

ウ 週休日の振替え

エ 年次有給休暇の取得

(2) 市議会5月臨時会において、テレワーク環境整備のため、庁内LAN接続

通信機能付きタブレット型パソコンの導入と庁内LAN接続用ソフトライセンスの追加費用が認められたことから、テレワークの積極的な活用を図れるよう、各課の業務の進め方を見直すこと。

※テレワークの例：事業・イベント等の企画・立案作業、会議録の作成、
会議資料の作成、例規等の改正作業、議案・協議会資料の作成

- (3) 毎日、検温や健康チェックを行い、職場へ報告するとともに、発熱や風邪症状がある場合は、ためらうことなく休暇を取得すること。

(報告事項)

地域経済再生に向けた飲食店の利用について

1 趣旨

自粛要請等により疲弊している地域経済の再生には、国が示した「新しい生活様式」を守りつつ、景気回復へ動き始める必要があることから、新型コロナウイルス感染防止の措置を講じながら、飲食店の利用を推進するために留意すべき事項を示すものです。

2 飲食店における会食に当たっての留意点

- (1) 新型コロナ対策を講じている飲食店や県が実施する「新型コロナ対策推進宣言の店」などの利用に努めること。

※「新型コロナ対策」とは、対人距離の確保、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、施設の換気及び消毒などの対策をいいます。

- (2) また、国が示した「新しい生活様式」の実践例を参考に次のような配慮をしてください。

ア 大皿は避けて、料理は個々とする。

イ 席の配置を工夫すること。

ウ グラスやお猪口の回し飲みは避けること。

- (3) 会場及び参加人数は、3密を避けることに留意して、判断すること。

松本市新型コロナウイルス感染症対策専門者会議医療福祉部会の検討結果について

【新型コロナウイルス感染症対策に関する検討会】

1 検討会の概要

(1) 開催日時 令和2年5月25日午後6時～8時

(2) 内容

事前に医療福祉部会委員に「6月1日以降の本市の対応」「第2波に対する備え」についてご意見をいただき、その意見を基に検討を行ったもの

2 検討会における主な意見

(1) 県域を越えた移動の自粛について

- ・移動の自粛を行ったことにより、感染者が減ることが実証された。自粛の緩和は経済的な判断であり、高まる感染リスクを踏まえつつ、試みる必要はある。今までの知見を活かしながら、一旦緩和しても感染が発生したら再び自粛に戻すこともありうる。
- ・医療崩壊を防ぎながらワクチンの開発を待つこのやり方は年単位の時間がかかることが想定され、人と人とが適度な距離を保つ等、生活スタイルを変えながら日常生活の制限を緩和していくことが必要

(2) 市民への周知や教育について

- ・感染するのはどのような場合か、感染を予防するにはどうするか、という感染症に関する知識を徹底して周知し、市民が自分で考え、生活スタイルを変えることが重要
- ・日常生活に対する制限を緩和しても感染症対策をしっかりとっておけば、感染リスクはそれ程高くない。

(3) 介護施設におけるコロナ対策として、事業所において感染者及び濃厚接触者が発生した場合に、利用者への必要なサービス提供を行うため、事業者間のネットワークづくり、情報共有等の対応策として次の取組みを検討します。

(検討する取組み)

優先順位の高いサービスが利用できなくなった事態を想定した協力体制
サービス種別ごと部会をつくり、定期的な検討を進める。

介護・福祉施設への医療機関と連携した正しい感染予防対策の周知徹底

【委員の主な意見】医療福祉部会委員への事前調査

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る6月1日以降の本市の対応について

(1) 市民への周知、教育活動

- ・感染を予防する（させないため）にはどうするか、どうすれば感染する（させない）のか、感染経路を十分に理解することが重要
- ・6月1日からは、どうすれば外出してもウイルスにり患しないかを示さないといけない。市民が感染経路を十分に理解し、自分で考えることが唯一の方法
- ・世間の緊張感が緩まないようなアピールを引き続きしていく必要がある。
- ・特に高齢者の啓発活動を行う。

(2) 外出自粛の継続

- ・「社会活動を40～50%に抑える」くらいのアピールが適切ではないか。
- ・全国や地域状況を考慮して、少なくとも8月末までは対外的事業活動は自粛する。
- ・引き続き外出自粛、3密を避ける等

(3) 医療機関への支援

- ・乳幼児健診、学校検診等での感染症対策、十分な医療材の確保
- ・感染患者、疑似症患者、接触者外来受診者の人数に応じた医療機関への援助

2 第2波に対する備えについて

(1) 備蓄の準備

- ・第1波における医療器材、物品量に基づき、必要以上の備蓄が必要

(2) 高齢者施設における対策

- ・5月15日に介護事業者連絡協議会、医師会、高齢福祉課で松本市新型コロナウイルス感染症対策介護事業所ネットワークを設立
- ・高齢者入所居住施設のスタッフに感染者が発生した場合の相互援助体制の構築
- ・第2波の備えとして、高齢者施設でのクラスター予防

(3) 発熱外来の整備

- ・市中心部での発熱外来（検査体制）の整備

(4) 医療体制の整備

- ・軽症者の受入施設（ホテル等）の確保、受入施設の管理体制の整備

3 その他

(1) 要望及び意見

- ・国の緊急事態宣言全面解除にあたり、疾患に対する現状認識の取りまとめ
- ・災害時の避難所における車中泊避難所等の対策を再検討
- ・市内の感染者の状況に応じた専門者会議の開催と対応策の立案

新型コロナウイルス感染症対策専門者会議 こども教育部会会議概要

日時 令和2年5月25日（月）

午後6時～

場所 大手公民館 大会議室

1 協議事項

(1) 6月1日以降の市の対応状況について

市の対応方針(案)と感染の第2波に対する備えについては了承

ア 小中学校

- ・修学旅行、臨海学習等のキャンセル料について、国の関係交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）での対応をお願いしたい。
- ・消毒、衛生用品の市での一括調達、在宅学習などの為に大幅に増えた印刷費、消耗品費の確保
- ・第2波に備え、オンライン授業に向けた早期環境整備（学校のネットワーク環境の整備、個人用タブレットの貸与、必要家庭へのモバイルルーターの貸与）
- ・夏休み短縮での授業を見据えたエアコンの早期設置
- ・当面給食の配膳や清掃、消毒は職員が行うこととしているが、職員の負担が大きい。
- ・学校施設（体育館等）の解放について、利用者に使用後の消毒作業やトイレの清掃等が徹底してもらえるか不安

イ 学校（PTA）

- ・長期休業により、ネットやスマホに依存の子どもが増えていないか心配
- ・感染者が出た場合の対応について、感染者の人権を守る配慮も加えたガイドラインが必要
- ・運動会などの学校行事の予定や、高校受験が心配。保護者の不安に対応して、長期的な流れを示してほしい。
- ・家庭のネット環境による学力差が心配。家庭環境で格差の出ない施策をお願いしたい。

ウ 児童センター

- ・消毒用品の確保をお願いしたい。
- ・夏休みの登校予定や一般来館の再開、行事等の再開を早めに教えてほしい。
- ・学校とセンターの連携が深まったので、今後も学校開放など連携して配慮をお願いしたい。
- ・今後、学校が臨時休業になった場合、開館時間を現在の19時までから18時までにできないか。
- ・児童センターのエアコンの早期設置
- ・緊急時の連絡網の作成をお願いしたい。

エ 学童クラブ

- ・児童センターと同様に公民館や体育館など公共施設の利用や、必要物品の手配について配慮いただきありがたかった。今後も同様な協力をお願いしたい。
- ・こどもにとってスキンシップは成長の上で欠かせないもの。感染予防との兼ね合いが難しい。
- ・これまで通りこども子育て支援交付金の引き続きの補助をお願いしたい。

オ 保育園（公立）

- ・登園自粛など保護者に協力していただけてありがたかった。市からお願いの通知を出していただいたことによるものと思う。
- ・小さな子どもに密になるというのは難しい。保護者の理解を得ながらやっていきたい。
- ・今後一番心配なのは給食。小学校と異なり大きな机で向かい合って食べている。机を増やすなど工夫が必要

カ 保育園（私立）

- ・子どもが3密を厳密に避けることは不可能。子どもの成長を考えたうえでの新しい生活様式のあり方を国レベルで考えてもらいたい。
- ・各園の取組みなど、市で情報収集し発信してもらいたい。
- ・産後うつの人が増えているのではないかと心配。市でもネットを使つてのアプローチなどをやってほしい。公立の園ともネット上での会議ができるように整備をしてほしい。

キ 保育園（保護者）

- ・園児が3密を避けるのは無理。マスクや手洗い、うがいも難しい。
- ・少しでも咳をしていれば休ませなければいけないのか、各家庭で考え方の違いもあり悩む。
- ・感染者が出た時の対応について、犯人探しのようにならないように公表の仕方を考えてほしい。

ク 座長

- ・「解除」は決して元に戻ることはない。新しい生活様式をみんなで守っていくということ。
- ・感染した人は悪くない。感染者が差別されないような人権啓発活動も必要

(2) その他

子育て世帯への支援について

ア 学校（PTA）

- ・近隣市町村と違いがないように合わせてもらいたい。

イ 保育園（保護者）

- ・保護者とすれば支援があるのはうれしいが、個人的な支給よりもエアコンの設置や衛生用品の購入などに予算を回してもらったほうがよいのでは。

ウ 児童センター

- ・市で調査をして、一律ではなく本当に困っている人への支援を考えてもらいたい。

エ 保育園（私立）

- ・給付金だけではなく、松本市はできる限り学校を休業にしない方策をとるといことも松本市独自の支援になるのでは。

2 次回開催について

本会議で出た意見、対応については事務局から対策本部会議にあげていく。次回については代表者と事務局で相談し、状況の変化により必要に応じて開催する。

第3回 経済観光部会の概要

日時：令和2年5月25日（水）15:00～16:30

開場：松本市大手公民館 視聴覚室

1 松本市対応方針案について

事務局より方針案について説明後、意見交換

- (1) 緊急事態宣言の解除で少し光が見えてきたこともあり、市が方針案で示した、再生のフェーズへの移行について部会も同意見。ただ、新しい生活様式の実践は意図的に稼働率を下げることになるため、こういった状況がいつまでも続くのは大変厳しい。
- (2) できるだけガイドラインに沿った対応が取れるよう、組合等を通して個店に働きかけたい。また、そういった個店の取組みを見える化し、安全性をアピールする意味でも、県の「新型コロナ対策宣言の店」の取組みに、市としても店舗に積極的な利用を働き掛けてほしい。

2 各業界の現況

- (1) 飲食業：売上 50～80%減でかなり厳しい状態となり、廃業する店舗も出てきた。テイクアウトも最初は物珍しさもありかなり盛況だったが、現在は落ち着いてしまっている。
- (2) 交通業：宣言解除により、通勤通学客の利用が増えてきた。高速バスは再開の検討に入っており、TDL等の大型施設の再開に期待している。
- (3) 旅行代理店：3～6月の団体旅行予約ゼロ（0%減というレベルではない）。県の「STAY 信州 地域支えあいキャンペーン」に期待したい。
- (4) 宿泊業：宿泊稼働率は現在 10%程度。経済活動が再開したことにより 6 月稼働率 20～30%（8 月 60～70%）を目指したい。
- (5) コンベンション協会：県外からの誘客促進のため、1 年間有効な松本城、開智学校、美術館等共通の優待チケットの作成や、コンベンション会場となる公共施設等への wifi 整備を進めてほしい。
- (6) この土日に宣言後初となるイベント（植木市）を開催したが、かなりの盛況だった。そろそろコミュニティイベント等を再開する時期かと思われる。
- (7) 経営者として一番心配なのが雇用。4～6 月が雇用調整助成金のピークで、その後の売上が戻らないと雇用が維持できなくなる。
- (8) 給付金等の制度の情報が伝わっていない層がある。

- (9) 新規創業者からは、創業スクール等に通って、何とか創業に漕ぎつけたが大変厳しい状況、また開業して間もないため、昨年度との減収比較ができず、給付の対象とならないことから、ぜひ支援をお願いしたいとの声があった。

3 まとめ

今後は

- ①これまで、国、県、市の支援策で救えなかった層（取りこぼした層）への対応
 - ②経済活性化に向けた取組みを重点的に行ってほしい
- といった2つの視点で対応を検討していく

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市有施設（小中学校を除く）開館・休館一覧

【市有施設の対応に関する基本方針】

- (1) 6月1日以降は、「業者別ガイドライン」を参考に「新しい生活様式」を踏まえうたえて、再開に向けた取り組みを進める。
- (2) 再度、感染が拡大し、県内に「緊急事態宣言」が発出された場合、又は、松本圏域の感染レベルが「2」以上になった場合は、感染症対策の強化を優先し、臨機応変に対応を行う。

1 児童・青少年施設（4施設）

	施設名	5月16日から 5月31日まで	6月1日以降	特記事項	開館する場合の感染症対策	6月1日以降 施設を休館とする理由
1	青少年の居場所（中央体育館・南部体育館・島立体育館）	休館	開館		・利用者にチェックリストの提出と3密回避の対策を依頼。	
	青少年の居場所（Mウィング学習スペース・あがたの森文化会館・あがた児童センター）	休館	開館	・Mウィング2階学習スペースは、感染防止策の徹底を図りながら、平日9時～17時の間で休止を解除（休館日、土日祝日を除く。） ・あがたの森文化会館は感染防止策の徹底を図りながら休止を解除。まちかど保健室も再開 ・あがた児童センターは一般利用が再開されるまで休止を継続	・利用者へ感染予防対策の周知・協力依頼、入場者の整理・制限、物理的距離の確保、手指の消毒、施設の消毒	
2	児童館・児童センター	休館	開館	・登録児童のみの利用として開館。 ・児童館・児童センター事業（一般来館）は、密集を避けるため休止 6月1日以降の利用状況(密集状況)により、再開を検討する。 ・登録児童の預かり事業未実施で閉館となっていた3館（元町、山辺、寿）は6月1日から開館 ・つどいの広場事業は、小学校の通常授業の再開に合わせて事業を再開、6月中旬については、開設時間を短縮。	・ガイドラインによる対策を継続実施 ・必要に応じて、小学校、公民館施設等を併用するなど、3密（密閉・密集・密着）回避の対策を実施	
3	こどもプラザ（筑摩・小宮・南郷・波田の4館）	休館	開館	・つどいの広場事業に合わせ再開 ・筑摩、南郷の病後児保育、筑摩の休日保育は実施 ※電話による相談業務は通常の開館時間で実施	・1日4回【午前2回、午後2回（1回1時間）】、予約制（1回親子10組）で当面実施	
4	放課後子ども教室 ・源池：源池小学校 ・明善：松原町内公民館 ・安曇：安曇育成館	休館	開館	・小学校の通常授業の再開に合わせて事業を再開 ・奈川は開館	・児童センター等のガイドラインに準じて対応	

2 文教施設（39施設）

	施設名	5月16日から 5月31日まで	6月1日以降	特記事項	開館する場合の感染症対策	6月1日以降 施設を休館とする理由
1	教育文化センター	開館	開館	・プラネタリウムは5月23日から市内在住者を対象に予約制で開館中 ・6月2日以降は制限を解除。ただし感染防止の徹底を図りながら、来館者の状況により臨機応変に対応（6月1日は休館日）	・来館者への感染予防対策の周知、協力依頼 ・物理的距離の確保（入場者数の制限） ・手指の消毒、施設の消毒 ・入館者のマスク着用をお願い ・混雑時の入館制限 ・窓口の飛沫感染対策（ビニールカーテン等の設置）	
2	松本城	休館	開館	・6月1日から本丸庭園を開放（無料） ・6月6日から天守を含め全面開放（有料） ただし、5月25日に宣言が解除となった5都道県の来場者には自粛を呼びかけ	・関係職員のマスク着用 ・窓口の仕切り板、カーテン設置 ・天守内手摺等の消毒 ・入場者のマスク着用 ・手指消毒液の設置及び利用依頼 ・入城者整理、制限及び待機時の間隔確保 ・来場者への密接、密集回避広報	
3	美術館	休館	開館	・6月2日から開館（6月1日は休館日） ただし、5月25日に宣言が解除となった5都道県の来場者には自粛を呼びかけ	・来館者への感染予防対策の周知、協力依頼 ・物理的距離の確保 ・手指の消毒、施設の消毒 ・入館者のマスク着用 ・混雑時の入館制限 ・窓口の飛沫感染対策（アクリル板等の設置等）	
4	梓川アカデミア館	休館	開館	・美術館の市民ギャラリー、多目的ホールの貸出しは当面の間休止 ※美術館「柚木展」は会期を7月12日まで会期延長		

	施設名	5月16日から 5月31日まで	6月1日以降	特記事項	開館する場合の感染症対策	6月1日以降 施設を休館とする理由
12	旧山辺学校校舎	開館	開館		・来館者への感染予防対策の周知、協力依頼 ・物理的距離の確保 ・手指の消毒、施設の消毒 ・入館者のマスク着用 ・混雑時の入館制限 ・窓口の飛沫感染対策（ビニールカーテンの設置等）	
13	考古博物館					
14	旧制高等学校記念館					
15	窪田空穂記念館					
16	重要文化財馬場家住宅					
17	歴史の里					
18	山と自然博物館					
19	高橋家住宅					
20	四賀化石館	開館	開館	・施設利用にあたり、チェックリストによる条件遵守を徹底	・入場人数の制限、四方を空けた席配置、頻繁な換気（窓開け、扇風機等）、マスク着用、受付でのビニールカーテン等設置、入場時の手指の消毒設備の設置、施設の消毒、入退場時体調チェック	
21	安曇資料館					
22	鈴木鎮一記念館					
23	・中央公民館（Mウイング文化センター） ・地区公民館					
24	あがたの森文化会館	開館	開館	※中央公民館2階学習スペースは、感染防止策の徹底を図りながら、平日9時～17時の間で休止を解除（休館日、土日祝日を除く。） ※貸館を5月22日から再開。ただし感染防止の徹底を図りながら、来館者の状況により臨機応変に対応	・来館者への感染予防対策の周知、協力依頼 ・物理的距離の確保 ・手指の消毒、施設の消毒 ・入館者のマスク着用をお願い ・混雑時の入館制限 ・窓口の飛沫感染対策（ビニールカーテンの設置等）	
25	池上百竹亭					
26	ふれあいパーク乗鞍					
27	奈川文化センター夢の森					
28	松本市美ヶ原少年自然の家	休館	開館	宿泊利用は当面の間休止。野外の活動で、日帰りかつ長野県内の住民に限り利用を許可	利用者へ感染予防対策の周知・協力依頼、物理的距離の確保、手指の消毒、施設の消毒	・当該施設は通常利用では就寝スペースと入浴場が3密状態であり、対策を検討中 ・必要な対策を施したうえでハイシーズン（7月）からの宿泊受け入れを目指す。

	施設名	5月16日から 5月31日まで	6月1日以降	特記事項	開館する場合の感染症対策	6月1日以降 施設を休館とする理由
29	中央図書館	開館	開館	学習室、中央図書館3階ロビーの使用制限解除 ただし、感染防止策の徹底を図りながら、来館者の状況により臨機応変に対応	・利用者へ感染予防対策の周知・協力依頼 ・入場者の整理・制限、物理的距離の確保 ・資料表面の消毒 ・手指の消毒、施設の消毒 ・入館者のマスク着用をお願い ・窓口の飛沫感染対策（ビニールカーテン等の設置）	
30	南部図書館					
31	あがたの森図書館					
32	鎌田図書館					
33	寿台図書館					
34	本郷図書館					
35	中山文庫					
36	島内図書館					
37	空港図書館					
38	梓川図書館					
39	波田図書館					

3 会館・ホール（18施設）

	施設名	5月16日から 5月31日まで	6月1日以降	特記事項	開館する場合の感染症対策	6月1日以降 施設を休館とする理由
1	バレー松本（Mウィング3F）	休館	開館	キッズコーナーは6/7まで休止。	利用者へ感染予防対策の周知・協力依頼、入場者の整理・制限、物理的距離の確保、手指の消毒、施設の消毒、利用者の届出等	
2	多文化共生プラザ（Mウィング3F）		開館		利用者へ感染予防対策の周知・協力依頼、入場者の整理・制限、物理的距離の確保、手指の消毒、施設の消毒、利用者の届出等 ・利用人数の制限 ・利用前後の手洗い、手指の消毒をお願いし、マスク着用での利用 ・利用者の追跡ができるよう、氏名、住所、連絡先を記載してもらう ・定期的に換気を行い、高頻度接触部位を適宜消毒する。	
3	市民活動サポートセンター	開館	開館	・6月1日からは、一般の方も夜間の利用可能		
4	新村多目的研修センター	開館	開館		申込者が利用者名簿に体温を記入し体調確認に努め、記入した名簿は申込者が保管する。	
5	農林漁業体験実習館	開館	開館		申込者が利用者名簿に体温を記入し体調確認に努め、記入した名簿は申込者が保管する。 部屋の換気	
6	四賀環境学習の森	休館	開館		利用者への感染予防対策の周知（身体的距離の確保、換気の徹底、手指の消毒、マスク着用）、発熱者等の施設への入場の防止、施設の消毒、人数制限	
7	林業者等健康増進管理集会施設	開館	開館		利用者への感染予防対策の周知（身体的距離の確保、換気の徹底、手指の消毒、マスク着用）、発熱者等の施設への入場の防止、施設の消毒、人数制限	
8	安曇アクティブプラザ・アルプスの郷	休館	開館		入場者の整理、発熱者等の施設利用禁止、施設の消毒	
9	五常集落生活環境施設	開館	開館		利用者への感染予防対策の周知（身体的距離の確保、換気の徹底、手指の消毒、マスク着用）、発熱者等の施設への入場の防止、施設の消毒、人数制限	

	施設名	5月16日から 5月31日まで	6月1日以降	特記事項	開館する場合の感染症対策	6月1日以降 施設を休館とする理由
10	まつもと市民芸術館					
11	音楽文化ホール	開館	開館	・施設利用にあたり、チェックリストによる条件遵守を徹底	・入場人数の制限、四方を空けた席配置、頻繁な換気（窓開け、扇風機等）、マスク着用、受付でのビニールカーテン等設置、入場時の手指の消毒設備の設置、施設の消毒、入退場時体調チェック	
12	波田文化センター					
13	駅前会館	開館	開館	・定期的な換気の徹底 ・発熱者等の施設への入場の防止 ・手指の消毒 ・施設の消毒 ・人数制限（概ね施設定員の半数程度） ・マスク着用 ・県外者が参加する催しについては不許可		
14	浅間温泉文化センター			チェックリストによる条件遵守を徹底		
15	下町会館	休館	開館	5月18日以降会館	・定期的な換気の徹底 ・発熱者等の施設への入場の防止 ・手指の消毒 ・施設の消毒 ・人数制限（概ね施設定員の半数程度） ・マスク着用	
16	中町蔵の会館	休館	開館	・チェックリストによる条件遵守を徹底 ・当面の間、利用者は県内に限り、物販など不特定者が訪れる貸館は行わない		
17	勤労者福祉センター	開館	開館	・利用者への周知、施設の感染予防対策の準備期間が必要なため、5月22日（金）から貸館を再開 ・施設利用にあたり、チェックリストによる条件遵守を徹底 ・大会議室、託児室、2-1会議室、2-2会議室、2-3会議室は使用不可	・定期的な換気の徹底 ・発熱者等の施設への入場の防止 ・手指の消毒 ・施設の消毒 ・人数制限（概ね施設定員の1/3程度） ・マスク着用 ・国が指針で定める6/18までは、特定警戒都道府県を往来した方の利用不可	
18	勤労会館	開館	開館			

4 観光施設 (21施設)

	施設名	5月16日から 5月31日まで	6月1日以降	特記事項	開館する場合の感染症対策	6月1日以降 施設を休館とする理由
1	浅間温泉会館（ホットプラザ浅間）	開館	開館		入場者の整理、発熱者等の施設利用禁止、施設の消毒	
2	ふれあい山辺館（白糸の湯）	開館	開館		入場者の整理、発熱者等の施設利用禁止、施設の消毒	
3	梓水苑・松香寮	休館	開館	松香寮と梓水苑レストランは23日から営業開始	入場者の整理、発熱者等の施設利用禁止、施設の消毒	
4	竜島温泉施設	休館	開館		入場者の整理、発熱者等の施設利用禁止、施設の消毒	
5	乗鞍高原湯けむり館	休館	開館		入場者の整理、発熱者等の施設利用禁止、施設の消毒	
6	奈川ウッディ・もっく	休館	開館		入場者の整理、発熱者等の施設利用禁止、施設の消毒	
7	白骨温泉公共野天風呂	休館	開館		入場者の整理、発熱者等の施設利用禁止、施設の消毒	
8	松本市野麦峠オートキャンプ場	休館	開館	6日から営業開始	入場者の整理、発熱者等の施設利用禁止、施設の消毒	
9	松本市奈川高ソメキャンプ場	休館	開館	6日から営業開始	入場者の整理、発熱者等の施設利用禁止、施設の消毒	
10	上高地アルペンホテル	休館	休館			上高地観光旅館組合の半数以上が休館を継続しているため
11	徳沢ロッヂ	休館	休館			上高地観光旅館組合の半数以上が休館を継続しているため
12	上高地食堂	休館	休館			上高地観光旅館組合の半数以上が休館を継続しているため
13	焼岳小屋	休館	休館			北アルプス山小屋友交会の方針によるもの
14	松本市いがやレクリエーションランド	休館	開館	6日から営業開始	入場者の整理、発熱者等の施設利用禁止、施設の消毒	
15	松本市乗鞍観光センター	休館	開館		入場者の整理、発熱者等の施設利用禁止、施設の消毒	

	施設名	5月16日から 5月31日まで	6月1日以降	特記事項	開館する場合の感染症対策	6月1日以降 施設を休館とする理由
16	松本市営沢渡駐車場	休館	開館		感染防止のための周知看板設置、施設の消毒	
17	松本市観光案内所	休館	開館		入場者の整理、発熱者等の施設利用禁止、施設の消毒	
18	松本市観光情報センター	休館	開館		入場者の整理、発熱者等の施設利用禁止、施設の消毒	
19	美鈴湖もりの国	休館	開館		申込者が利用者名簿に体温を記入し体調確認に努め、記入した名簿は申込者が保管する。緊急事態宣言が解除にならない都道府県からの利用は控えていただく。	
20	まいめの池駐車場	休館	開館		感染防止のための周知看板設置	
21	三本滝駐車場	休館	開館		感染防止のための周知看板設置	

5 体育・公園施設 (49施設)

	施設名	5月16日から 5月31日まで	6月1日以降	特記事項	開館する場合の感染症対策	6月1日以降 施設を休館とする理由
1	波田B & G 海洋センター	休館	開館	波田B & G 海洋センター	入場者の整理（更衣室含む）、施設の消毒、施設の換気	
2	庄内屋内プール	休館	開館	庄内屋内プール	入場者の整理（更衣室含む）、施設の消毒、施設の換気	
3	今井市民プール	休館	開館	今井市民プール（6月7日からオープン）	入場者の整理（更衣室含む）、施設の消毒、施設の換気	
4	沢村市民プール	休館	開館	沢村市民プール（6月7日からオープン）	入場者の整理（更衣室含む）、施設の消毒、施設の換気	
5	四賀B & G 海洋センター	休館	開館	四賀B & G 海洋センター（6月21日からオープン）	入場者の整理（更衣室含む）、施設の消毒、施設の換気	
6	総合体育館 第1トレーニング室	休館	開館	総合体育館	入場者の整理（更衣室含む）、施設の消毒、施設の換気	
7	庄内トレーニングルーム	休館	開館	庄内トレーニングルーム	入場者の整理（更衣室含む）、施設の消毒、施設の換気	
8	柔剣道場 トレーニング室	休館	開館	柔剣道場	入場者の整理（更衣室含む）、施設の消毒、施設の換気	
9	総合体育館（スケートボード場合）	休館	開館	総合体育館	注意喚起の案内設置	
10	地区体育館（全24館）	休館	開館	スポーツ推進課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
11	美須々屋内運動場	休館	開館	美須々屋内運動場	入場者の整理（更衣室含む）、施設の消毒、施設の換気	
12	南部屋内運動場	休館	開館	南部屋内運動場	入場者の整理（更衣室含む）、施設の消毒、施設の換気	
13	波田扇子田運動公園（無料施設除く）	休館	開館	波田扇子田運動公園	入場者の整理（更衣室含む）、施設の消毒、施設の換気	
14	弓道場	開館	開館	弓道場	入場者の整理（更衣室含む）、施設の消毒、施設の換気	
15	柔剣道場	休館	開館	柔剣道場	入場者の整理（更衣室含む）、施設の消毒、施設の換気	
16	四賀屋内ゲートボール場	休館	開館	スポーツ推進課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
17	波田屋内ゲートボール場	休館	開館	スポーツ推進課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	

	施設名	5月16日から 5月31日まで	6月1日以降	特記事項	開館する場合の感染症対策	6月1日以降 施設を休館とする理由
18	美鈴湖自転車競技場	開館	開館	スポーツ推進課	入場者の整理（更衣室含む）、施設の消毒、施設の換気	
19	四賀球場	開館	開館	スポーツ推進課	入場者の整理（観客席、ロッカー室等含む）、施設の消毒、施設の換気	
20	地区運動広場（全18カ所）	開館	開館	スポーツ推進課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯等	
21	浅間温泉庭球公園	開館	開館	浅間温泉庭球公園	入場者の整理（更衣室含む）、施設の消毒、施設の換気	
22	沢村庭球場	開館	開館	沢村庭球場	入場者の整理、施設の消毒、予防対策備品の携帯等	
23	開智公園運動場	開館	開館	開智公園運動場	入場者の整理、施設の消毒、予防対策備品の携帯等	
24	臨空工業団地庭球場	開館	開館	浅間温泉庭球公園	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
25	新村庭球場	開館	開館	波田扇子田運動公園	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
26	庄内庭球場	開館	開館	スポーツ推進課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
27	奈川木曽路原庭球場	開館	開館	スポーツ推進課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
28	乗鞍テニスコート	開館	開館	スポーツ推進課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
29	あかた運動公園（芝生広場除く）	開館	開館	あかた運動公園	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	

	施設名	5月16日から 5月31日まで	6月1日以降	特記事項	開館する場合の感染症対策	6月1日以降 施設を休館とする理由
30	サッカー場	開館	開館	サッカー場	入場者の整理（更衣室含む）、施設の消毒、予防対策備品の携帯等	
31	馬術競技場	開館	開館	馬術競技場	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
32	かりがねサッカー場	開館	開館	かりがねサッカー場	入場者の整理（観客席、更衣室含む）、施設の消毒、予防対策備品の携帯等	
33	波田リバーパーク キャンプ場	開館	開館	スポーツ推進課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
34	蚕糸記念公園グラウンド	開館	開館	スポーツ推進課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
35	大久保原公園グラウンド	開館	開館	スポーツ推進課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
36	南部公園グラウンド	開館	開館	スポーツ推進課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
37	西原公園グラウンド	開館	開館	スポーツ推進課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
38	芳川公園グラウンド	開館	開館	スポーツ推進課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
39	梓川ふるさと公園自由の広場	開館	開館	スポーツ推進課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
40	梓川ふるさと公園多目的グラウンド	開館	開館	スポーツ推進課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	

	施設名	5月16日から 5月31日まで	6月1日以降	特記事項	開館する場合の感染症対策	6月1日以降 施設を休館とする理由
41	西南公園グラウンド	開館	開館	スポーツ推進課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
42	笹賀流通団地緑地グラウンド	開館	開館	スポーツ推進課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
43	美ヶ原温泉テニスコート	開館	開館	美ヶ原温泉旅館協同組合	入場制限、諸室利用不可、更衣室閉鎖、消毒の徹底	
44	アルプスドリーム コースター (アルプス公園内)	開館	開館	アルプス公園サービスセンター	入場者の整理（対人距離を確保）、手指の消毒 (券売機前と出入口に設置)	
45	三城いこいの広場	開館	開館	三城いこいの広場	利用者の制限（県外者利用制限）、消毒の徹底	
46	安曇島々屋内ゲート ボール場	休館	開館	西部福祉課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
47	奈川屋内スポーツ施設	休館	開館	西部福祉課	注意喚起の案内設置、予防対策備品の携帯	
48	地区農村運動広場 (全3カ所)	開館	開館	農政課	申込者が利用者名簿に体温を記入し体調確認に努め、記入した名簿は申込者が保管する。	
49	ホ子坊主農村公園 (テントサイト) 含む	開館	開館	農政課	【公園】 混雑利用にならないように利用者向けに設置看板等で啓発する。 【テントサイト】 申込者が利用者名簿に体温を記入し体調確認に努め、記入した名簿は申込者が保管する。 緊急事態宣言が解除にならない都道府県からの利用は控えていただく。	

6 農産物加工直売施設（5施設）

	施設名	5月16日から 5月31日まで	6月1日以降	特記事項	開館する場合の感染症対策	6月1日以降 施設を休館とする理由
1	今井農産物直売施設	開館	開館		従業員の感染予防の徹底（体温測定、手洗い、マスクの徹底）、発熱者等の施設への入場の防 止、手指の消毒、施設の消毒、客間の一定距離 の確保	
2	グレンパークさわん ど	休館	開館		手指の消毒、施設の消毒、職員のマスク着用、 ソーシャルディスタンスの徹底	
3	安曇風穴の里	開館	開館		手指の消毒、施設の消毒、職員のマスク着用、 ソーシャルディスタンスの徹底、発熱者への入 場禁止の呼びかけ（看板）	
4	ながわ山彩館	開館	開館	食堂施設は、当面の間休館	職員の体温測定、手指の消毒、施設の消毒、職 員のマスク着用、ソーシャルディスタンスの徹 底、定期的な換気の実施	
5	波田農産物加工販売 施設	開館	開館		手指の消毒、施設の消毒、職員のマスク着用、 出勤体制の調整	